

阪神南地域ビジョン委員会のあゆみ



H21年度	第5期ビジョン委員会	☆ 8のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…若い力を活かした地域づくり ～阪神南地域の将来像を語る～
H22年度		☆ プログラムのフォローアップ ☆ 地域ビジョンの点検・見直し
H23年度		☆ 8のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…夢に向かって ～阪神南の未来を語る～ △ 「阪神南地域夢会議」の開催…みんなで育てよう夢あふれる地域 ～これからの地域づくり活動を話しきおう！～
H24年度	第6期ビジョン委員会	☆ プログラムのフォローアップ ☆ 地域ビジョンの点検・見直し
H25年度		☆ 7のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…日々の暮らしの中から災害に備えてできることを考える
H26年度		☆ 地域ビジョンの改訂版の策定
H27年度	第7期ビジョン委員会	☆ 8のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…現在から未来へ・・・夢と自慢を語ろう！
H28年度		☆ 地域ビジョン指標の検討
H29年度		☆ 10のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…つながろう地域のパワー！
H30年度	第8期ビジョン委員会	☆ 地域ビジョン指標の策定
R元年度		☆ 5のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…地域活動の軸を広げるには？ ～豊かな社会を目指した地域活動について～
		☆ 5のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…魅力ある地域づくり ～阪神南の未来の夢に向かって～
	第9期ビジョン委員会	☆ 4のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…兵庫2030年の展望 ～阪神南のイマとコレカラ～
		☆ 4のグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…2030年の阪神南をデザインしよう
		☆ 7つのグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南地域夢会議」の開催…11年後の未来新聞～2030年の阪神南～
		☆ 7つのグループにおける実践活動を展開 △ 「阪神南夢会議」の開催…みんなで作ろう！未来のふるさと新聞 阪神南

阪神南地域ビジョン委員会設置要綱

（目的）

第1条 「21世紀兵庫長期ビジョン阪神市民文化社会ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を地域の県民の参画と協働により実現していくため、阪神南地域ビジョン委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会はビジョン実現に係る次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンの普及啓発及びフォローアップに関すること。
- (2) ビジョンに基づく実践活動の検討及び実施に関すること。
- (3) シンボルプロジェクトの展開に関すること。
- (4) ビジョンの実現に向けた様々な主体との協働に関すること。
- (5) その他地域ビジョン実現に向けた取り組みに関すること。

（組織）

第3条 委員会は、地域ビジョン委員（以下「委員」という。）及び専門委員をもって組織する。

- 2 委員会に、必要に応じ、アドバイザーを置くことができる。
- 3 専門委員及びアドバイザーは、兵庫県阪神南県民センター長（以下「県民センター長」という。）が決定し、知事が委嘱する。
- 4 専門委員は、次に掲げる事項についての役割を担う。
 - (1) 実践活動に関する委員への専門的助言
 - (2) 実践活動の企画・運営に関するコーディネート
 - (3) その他委員会の運営等に関する助言
- 5 アドバイザーは、委員会活動の経験を踏まえ、委員会の運営について助言を行う。
- 6 専門委員及びアドバイザーが、委員会に出席したとき又は委員会の業務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

（委員の義務）

第4条 委員は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 業務上の地位を政党又は政治的目的、営利的目的若しくは宗教的目的のために利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た秘密をもらさないこと。委員でなくなった後も、また、同様とする。
- (3) 活動は、公序良俗に反しない、公正で品位のあるものとする。

（委員長、副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（総会等）

第6条 総会等の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議の議長は、他に特段の定めがない限り、委員長が行う。

(企画部会)

第7条 委員会に、委員会の運営企画等を行うため、企画部会を置く。

- 2 企画部会は、委員長、副委員長、及び県民センターと協議のうえ委員長が指名する委員で構成し、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が兼務し、副部会長は、副委員長が兼務する。
- 4 部会長は、部会を総括し運営する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(広報部会)

第8条 委員会に、委員会活動に係る総合的な広報活動を行うため、広報部会を置くことができる。

- 2 広報部会は、年間の広報計画を企画部会に報告する。
- 3 広報部会は、県民センターと協議のうえ委員長が指名する委員で構成する。
- 4 広報部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、委員長が指名する。
- 6 副部会長は、広報部会に所属する委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 部会長は、部会を総括し運営する。
- 8 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(活動グループ)

第9条 委員会に、ビジョン実現に向けた取り組みを行うため、活動グループを置く。

- 2 委員は、いずれかの活動グループを編成し、活動する。
- 3 活動グループに、代表、副代表及び広報委員を置く。
- 4 代表、副代表、及び広報委員は、所属する委員の互選によって定める。
- 5 代表の職務及び活動グループの運営については、第5条第4項及び第6条の規定を準用する。
- 6 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、副代表がその職務を代理する。

(連絡調整会議)

第10条 活動グループ間の連絡調整等を行うため連絡調整会議を置くことができる。

- 2 連絡調整会議は、各活動グループの代表で構成し、座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、連絡調整会議に所属する委員の互選によって定める。
- 4 座長の職務及び連絡調整会議の運営については、第5条第4項及び第6条の規定を準用する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、兵庫県阪神南県民センター県民交流室において処理する。

- 2 活動グループの庶務は、各活動グループにおいて処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成30年 4 月 1 日以降に最初に開かれる委員会については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、県民センター長が招集する。

第9期阪神南地域ビジョン委員会名簿

地域ビジョン委員（※任期中に辞任された方）

	氏名	住所地
1	赤沼 有季	芦屋市
2	朝 可奈子	西宮市
3	東 寛和	西宮市
4	安藤 菜月	西宮市
5	飯田 敏郎	西宮市
6	池田 悦子	尼崎市
7	池上 実知子	三島郡
8	生駒 朋己	宝塚市
9	石井 汰市	加古川市
※10	今井 愛彩	神戸市
※11	今井 華恵	神戸市
12	岩木 久子	宝塚市
13	内田 敬	西宮市
14	浦富 健二	尼崎市
15	大川 辰男	西宮市
16	大島 勲	尼崎市
17	大原 隼人	尼崎市
18	岡下 真弓	大阪市
19	緒方 弘美	大阪市
20	岡本 尚丈	山口県
21	岡本 光永	尼崎市
※22	金子 譲二	西宮市
23	金崎 弘樹	尼崎市
24	鎌田 和政	尼崎市
25	川西 真由美	尼崎市

	氏名	住所地
26	木嶋 祥智	西宮市
27	岸本 武志	西宮市
28	北岡 徹	芦屋市
29	木村 俊二郎	尼崎市
30	木村 由香里	芦屋市
31	黒川 直紀	岸和田市
32	黒田 和伸	西宮市
33	桑田 敬司	芦屋市
34	神山 美絵	尼崎市
35	後藤 康仁	宝塚市
※36	齊藤 和子	西宮市
※37	齊藤 美雪	大阪市
※38	祭原 一郎	尼崎市
39	坂上 哲夫	芦屋市
40	佐久間 壮仁	西宮市
41	佐原 由紀子	西宮市
42	持家 照子	尼崎市
※43	篠原 弘	尼崎市
44	柴原 誠	伊丹市
45	島村 加代子	宝塚市
46	杉田 伴代	尼崎市
47	杉原 努	神戸市
48	多賀 京子	伊丹市
49	高橋 正晴	西宮市
50	竹嶋 政宏	西宮市

	氏名	住所地
51	田中 一行	宝塚市
52	田中 由希	八尾市
53	谷村 洋人	芦屋市
54	丹波 光夫	神戸市
55	近沢 幸治郎	芦屋市
56	土居 由紀子	尼崎市
57	殿村 愛一郎	高槻市
58	富園 孝子	西宮市
59	中 菜美子	茨木市
60	中島 和美	宝塚市
61	中原 美智子	大阪市
62	西牧 力	尼崎市
63	野草 美千代	西宮市
64	拝藤 千里	尼崎市
65	平脇 幸雄	西宮市
66	福井 利道	芦屋市
67	福島 繁	西宮市
68	古塚 万理	西宮市
69	星野 剛一	芦屋市
70	前田 俊彰	川西市
71	前田 裕保	川西市
72	松崎 智子	尼崎市
73	松田 勇祐	尼崎市
74	松本 和久	西宮市
75	松本 美江子	尼崎市

	氏名	住所地
76	三浦 宏太	神戸市
77	湊口 護	西宮市
78	村上 東明	尼崎市
79	村田 勝喜	尼崎市
80	村田 実	尼崎市
81	山田 丈夫	西宮市
※82	蠟山 洋子	神戸市
83	和田 壽子	尼崎市

専門委員

氏 名	役 職 名
東 朋子	特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット 理事長
小西 巧治	西宮芦屋研究所 副所長
久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
三宅 正弘	武庫川女子大学生生活環境学部 准教授

アドバイザー

氏 名	役 職 名
木村 和子	第5期・第6期阪神南地域ビジョン委員長

阪神南地域ビジョン委員会活動記録集

令和2年3月

発行：阪神南地域ビジョン委員会
兵庫県阪神南県民センター

連絡先：〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8
TEL 06-6481-4558
FAX 06-6482-0579
E-mail hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp
阪神南地域ビジョン委員会 facebook
<https://www.facebook.com/minamivision/>

